

1 土地

(1) 農地

○農地法

農地等の転用許可等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		農林水産部	農業経営・担い手支援課	移譲対象市町村		
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考			
1	第4条第1項	4ha以下の農地転用の許可	総合支庁	833	移譲に当たった条件等	備考 特例条例により山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市、村山市、庄内町に移譲済み (ただし、No.2,3,5,12の事務にあつては、村山市及び天童市を除く。)	全市町村 (左記移譲済み市町村除く)		
2	第4条第8項	国又は県との協議(4ha以下の公共転用)	総合支庁						
3	第4条第9項	4ha以下の公共転用に係る農業委員会の意見聴取	総合支庁						
4	第5条第1項	4ha以下の農地等の転用のための権利移動の許可	総合支庁						
5	第5条第4項	国又は県との協議(4ha以下の公共転用のための権利移動)	総合支庁	0				地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	
6	第5条第5項	4ha以下の公共転用に係る農業委員会の意見聴取	総合支庁	0					
7	第49条第1項	立入調査等	総合支庁	0					
8	第49条第3項	立入調査等の通知又は告示	総合支庁	0					
9	第49条第5項	立入調査等による損失の補償	総合支庁	0					
10	第50条	土地の状況等の報告の徴収	総合支庁	0					
11	第51条第1項	許可の取消、工事中止命令、原状回復命令	総合支庁	0					
12	第51条第3項	原状回復等の措置等(No.11に規定する処分に係るものに限る。)	総合支庁	0					

農地等の賃貸借の解約等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		農林水産部	農業経営・担い手支援課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
13	第18条第1項	農地の賃貸借の解約の許可	総合支庁	0	第18条第3項による山形県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取手続きに留意(煩雑・日数)する必要がある。	備考 特例条例により、山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、南陽市、高畠町、川西町、朝日町、舟形町、大蔵村、庄内町に移譲済み 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全市町村 (左記移譲済み市町村除く)
14	第18条第3項	農地の賃貸借の解約の許可に係る山形県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取	総合支庁	0			
15	第49条第1項	立入調査等	総合支庁	0			
16	第49条第3項	立入調査等の通知又は告示	総合支庁	0			
17	第49条第5項	立入調査等による損失の補償	総合支庁	0			
18	第50条	報告の徴収	総合支庁	0			

○農業振興地域の整備に関する法律

農用地区域内における開発行為の許可等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		農林水産部	農業経営・担い手支援課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
19	第15条の2第1項	農用地区域内における開発行為の許可	総合支庁	7	第15条の2第6項、第7項及び第9項による山形県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取手続きに留意(煩雑・日数)する必要がある。	特例条例により山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、河北町、飯豊町、大蔵村に移譲済み	全市町村(左記移譲済み市町村除く)
20	第15条の2第6項	開発行為の許可に係る山形県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取(開発行為が30a超の農地が含まれる土地に係る場合(必須))	総合支庁				
21	第15条の2第7項	開発行為の許可に係る山形県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取(上記以外で必要と認めるとき(任意))	総合支庁				
22	第15条の2第8項	開発行為の許可に係る国又は地方公共団体との協議	総合支庁	0		(No.22,23に掲げる事務にあつては、米沢市、鶴岡市、村山市、天童市、東根市、及び尾花沢市を除く。)	
23	第15条の2第9項	国又は地方公共団体の開発行為の許可に係る山形県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取	総合支庁	0			
24	第15条の3	開発行為の中止等の命令	総合支庁	0		地方分権改革推進委員会第一次勧告掲載	
25	第15条の4第1項	農振白地地域での開発行為に対する勧告	総合支庁	0			
26	第15条の4第2項	勧告の内容の公表	総合支庁	0			

(2) 土地改良

○土地改良法

土地改良事業(換地処分)の施行に係る事務			現在の県の担当部課		農林水産部	農村計画課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
27	第52条第1項	換地計画の認可	—	—	移譲に当たっての条件等	備考	全市町村(済)
28	第52条の2第1項	換地計画の認可の申請に係る審査、適否の決定及び決定の通知	—	—			
29	第52条の2第4項	換地計画に係る公告及び縦覧	—	—			
30	第52条の3第1項	換地計画に係る異議の申出の受理	—	—			
31	第52条の3第2項	異議の申出に係る決定及び申請の却下	—	—			
32	第53条の4第1項	換地計画の変更の認可	—	—			
33	第53条の4第2項	換地計画の変更の認可の申請に係る審査、適否の決定及び決定の通知等	—	—			
34	第54条第3項	換地処分をした場合の届出の受理	—	—			
35	第54条第4項	換地処分があった旨の公告	—	—			
36	第54条第5項	換地処分があった場合の管轄登記所への通知	—	—			

農業協同組合等が行う土地改良事業に関する事務			現在の県の担当部課		農林水産部	農村計画課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
37	第95条第1項	農協等又は有資格者が土地改良事業を行う場合の認可	総合支庁	0	同一市町村の区域内に係るものに限る。	備考	全市町村
38	第95条第3項	土地改良事業の決定通知等	総合支庁	0			
39	第95条第4項	土地改良事業の認可に係る公告	総合支庁	0			
40	第95条の2第1項	土地改良事業の変更、廃止の認可	総合支庁	0			
41	第95条の2第3項	変更、廃止の決定通知等	総合支庁	0			
42	第96条	土地改良事業の換地計画の認可	総合支庁	0			

報告の徴収等に関する事務(換地処分に係るもの)			現在の県の担当部課		農林水産部	農村計画課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
43	第132条第1項	報告の徴収及び検査	—	—	移譲に当たっての条件等	備考	全市町村(済)
44	第133条	検査請求の受理及び検査	—	—			
45	第134条第1項	必要な措置命令	—	—			
46	第134条第2項	役員の改選命令	—	—			
47	第134条第3項	役員の解任	—	—			

○住宅地区改良法

建築行為の許可等に関する事務			現在の県の担当部課		県土整備部	建築住宅課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
48	第9条第1項	地区内における建築行為等の許可	本庁	0	良否を判断できる技術職員の配置を要する。	法律上は市の事務 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	全町村
49	第9条第4項	土地の原状回復、建築物等の除却等の命令	本庁	0			

(3) まちづくり

○都市計画法

開発行為の許可等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部		都市計画課		移譲対象市町村		
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考					
50	第29条第1項	都市計画区域又は準都市計画区域内における開発行為の許可	総合支庁	42	No.87,88,89 山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の届出の受理も移譲の対象となる。	移譲に当たっての条件等：都市計画区域を指定している市町村を対象とする。 なお、第34条第13号・14号及び第43条第1項・第3項については、都市計画区域に区域区分を定めている市町村を対象とする。	法律上は指定都市、中核市、特例市(山形市)の事務	都市計画区域指定市町村(山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市)			
51	第29条第2項	都市計画区域及び準都市計画区域外における一定規模以上の開発行為の許可	総合支庁	2							
52	第34条第13号	市街化調整区域における開発行為の許可に係る権利の届出受理	総合支庁	0							
53	第34条第14号	開発審査会への付議	総合支庁	0							
54	第34条の2第1項	県等が行う開発行為の協議	総合支庁	0							
55	第35条の2第1項	開発行為の変更の許可	総合支庁	23							
56	第35条の2第3項	開発行為の変更の届出受理	総合支庁	19							
57	第36条第1項	工事が完了した旨の届出受理	総合支庁	31							
58	第36条第2項	工事の完了の検査及び検査済証の交付	総合支庁	36							
59	第36条第3項	工事が完了した旨の公告	総合支庁	32							
60	第37条	開発行為の許可を受けた開発区域内の土地における建築物等の建築等の承認	総合支庁	6							
61	第38条	工事の廃止の届出受理	総合支庁	0							
62	第41条第1項	用途区域が定められていない区域の開発行為の許可に当たっての建ぺい率等の制限	総合支庁	0							
63	第41条第2項	制限が定められた土地の区域内における建築物の建築の許可	総合支庁	0							
64	第42条第1項	開発許可を受けた開発区域内における建築物の建築の許可	総合支庁	2							
65	第42条第2項	国が行う建築等に係る協議	総合支庁	0							
66	第43条第1項	市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築等の許可	総合支庁	7					No.86 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの開発審査会への付議も移譲の対象となる。	また、特例条例により届出受理等に係るものを上記以外の市町村に移譲済み	都市計画区域指定市町村(山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市)
67	第43条第3項	県等が行う市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築等の協議	総合支庁	0							
68	第45条	開発許可に基づく地位の承継の承認	総合支庁	0							
69	第46条	開発登録簿の調製及び保管	総合支庁	70							
70	第47条第1項	開発許可をしたときの開発登録簿への登録	総合支庁	69							
71	第47条第2項及び3項	開発許可の内容に適合する旨の開発登録簿への附記	総合支庁	70							
72	第47条第4項	開発登録簿の修正	総合支庁	21							
73	第47条第5項	開発登録簿の閲覧及び写しの交付	総合支庁	42							
74	第50条第1項	不作為についての審査請求に対する裁決	本庁	0							

市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部		都市計画課		移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考			
75	第52条の2第1項	土地の形質の変更等の許可	—	—	都市計画区域を指定している町村を対象とする。	法律上は市の事務	特例条例により都市計画区域を指定している町村に移譲済み	都市計画区域指定町村(済)	
76	第52条の2第2項	国が行う土地の形質の変更等に係る協議	—	—					

都市計画施設等の区域内における建築等の規制に関する事務			現在の県の担当部課		県土整備部	都市計画課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
77	第53条第1項	都市計画施設の区域内等における建築物の建築の許可	—	—	都市計画区域を指定している町村を対象とする。	法律上は市の事務 特例条例により都市計画区域を指定している町村に移譲済み	都市計画区域指定町村(済)
78	第53条第2項	国が行う土地の形質の変更等に係る協議	—	—		地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	

都市計画事業の施行に関する事務			現在の県の担当部課		県土整備部	都市計画課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
79	第65条第1項	土地の形質の変更等の許可	—	—	都市計画区域を指定している町村を対象とする。	法律上は市の事務 特例条例により都市計画区域を指定している町村に移譲済み	都市計画区域指定町村(済)
80	第65条第3項	国が行う土地の形質の変更等に係る協議	—	—		地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	

許可等に係る監督に関する事務			現在の県の担当部課		県土整備部	都市計画課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
81	第80条第1項	報告若しくは資料の提出の要求又は勧告若しくは助言	総合支庁	0	都市計画区域を指定している市町村を対象とする。 ※開発行為の許可等・市街地開発事業等予定区域内における建築等の規制・都市計画施設等区域内における建築等の規制・都市計画事業の施行部分に限る。	法律上は指定都市、中核市、特例市(山形市)の事務	都市計画区域指定市町村(山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市) ※市街地開発事業等予定区域等に係るものは都市計画区域指定市町村済
82	第81条第1項	許可を受けた者に対する許可等の取消し等又は工事停止若しくは違反是正措置等の命令	総合支庁	0		特例条例により都市計画区域を指定している市町村のうち米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市に移譲済み	
83	第81条第2項	是正の措置の代執行及び措置を行うべき旨等の公告	総合支庁	0		地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	
84	第81条第3項	違反是正措置等の命令の公示	総合支庁	0			
85	第82条第1項	監督処分に係る立入検査	総合支庁	0			

○都市計画法施行令

開発審査会への付議に関する事務			現在の県の担当部課		県土整備部	都市計画課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
86	第36条第1項第3号ホ	開発審査会への付議	総合支庁	2	線引き都市計画区域を指定している市町村を対象とする。 No.66 都市計画法第43条第1項の許可に伴う事務	法律上は指定都市、中核市、特例市(山形市)の事務 特例条例により線引き都市計画区域を指定している山形市を除く鶴岡市、酒田市及び天童市に移譲済み	線引き都市計画区域指定市町村(山形市、鶴岡市、酒田市及び天童市)

○山形県都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則

届出の受理等に関する事務			現在の県の担当部課		県土整備部	都市計画課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たった条件等	備考	
87	第5条	工事着手の届出の受理	総合支庁	33	都市計画区域を指定している市町村を対象とする。	法律上は指定都市、中核市、特例市(山形市)の事務	都市計画区域指定市町村(山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市)
88	第7条第2項	変更の届出の受理	総合支庁	17		No.50 都市計画法第29条第1項、No.51 同条第2項の許可に伴う事務	
89	第10条第2項	開発行為に関する工事の中止等の届出の受理	総合支庁	0			
90	第13条	開発許可に基づく地位の承継の届出の受理	総合支庁	0	都市計画法第44条の地位の承継に伴う事務	また、特例条例により受付に係るものを上記以外の市町村に移譲済み	※受付に係るものは上記以外の市町村は済

○公有地の拡大の推進に関する法律

届出の受理等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	県土利用政策課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
91	第4条第1項	譲り渡そうとする土地の所在等の届出の受理	総合支庁	0	都市計画区域を指定している町村を対象とする。	法律上は市の事務 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	都市計画区域指定町村
92	第5条第1項	地方公共団体等による土地の買取りを希望する旨の届出の受理	総合支庁	12			
93	第6条第1項	土地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定及び通知	総合支庁	12			
94	第6条第3項	土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知	総合支庁	0			

○都市緑地法

緑地保全地域内の標識の設置に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	都市計画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
95	第7条第1項	緑地保全地域内の標識の設置	本庁	0	都市計画区域を指定している町村を対象とする。	法律上は市の事務 ※現在のところ、緑地保全地域及び特別緑地保全地区の指定はされていない。 (以下同じ)	都市計画区域指定町村
96	第7条第4項	緑地保全地域内の標識の設置に係る損失の補償等	本庁	0			

緑地保全地域内における行為の規制に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	都市計画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
97	第8条第1項	緑地保全地域内における行為の届出の受理	本庁	0	都市計画区域を指定している町村を対象とする。	法律上は市の事務 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	都市計画区域指定町村
98	第8条第2項、第3項、第4項及び第6項	届出に係る禁止等の命令等	本庁	0			
99	第8条第7項及び第8項	緑地保全地域内における行為の通知の受理等	本庁	0			
100	第9条	原状回復等の命令等	本庁	0			

緑地保全地域内における損失の補償に係る事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	都市計画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
101	第10条	損失の補償	本庁	0	都市計画区域を指定している町村を対象とする。	法律上は市の事務	都市計画区域指定町村

緑地保全地域に係る報告徴収等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	都市計画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
102	第11条第1項	緑地保全地域内における行為の実施状況その他必要な事項に係る報告徴収	本庁	0	都市計画区域を指定している町村を対象とする。	法律上は市の事務 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	都市計画区域指定町村
103	第11条第2項	緑地保全地域内の土地又は建物内への立入調査	本庁	0			

特別緑地保全地区に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	都市計画課	移譲対象市町村	
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考		
104	第13条	特別緑地保全地区内の標識の設置並びにそれに係る損失の補償等	本庁	0	都市計画区域を指定している町村を対象とする。	法律上は市の事務	都市計画区域指定町村	
105	第14条第1項	特別緑地保全地区内における行為の許可	本庁	0				
106	第14条第3項	許可に係る条件の附加	本庁	0				
107	第14条第4項	特別緑地保全地区内における行為の通知の受理	本庁	0				
108	第14条第5項	特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた際に着手していた行為の届出受理	本庁	0				
109	第14条第6項	特別緑地保全地区内における非常災害のため必要な応急措置の届出受理	本庁	0				
110	第14条第8項	特別緑地保全地区内における国又は地方公共団体の行為の協議	本庁	0				
111	第15条	原状回復又はこれに代わる必要な措置等の命令等	本庁	0				
112	第16条	第10条損失の補償についての準用	本庁	0				
113	第17条	土地の買入れ	本庁	0				
114	第17条第2項	土地の買入れを希望する市町村又は緑地管理機構の選定	本庁	0				地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載
115	第18条	買入れた土地の管理	本庁	0				
116	第19条	特別緑地保全地区内における行為の実施状況その他必要な事項に係る報告徴収	本庁	0				
117		特別緑地保全地区内の土地又は建物内への立入調査	本庁	0				

緑地保全地域内の緑地の管理協定に係る事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	都市計画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
118	第24条第4項	町村又は緑地管理機構が管理する区域における管理協定内に施設整備に関する事項を定める場合の協議同意	本庁	0	都市計画区域を指定している町村を対象とする。	法律上は市の事務	都市計画区域指定町村
119	第25条第1項	管理協定を締結しようとするときの公告、縦覧	本庁	0			
120	第26条	緑地管理機構に係る管理協定の認可	本庁	0			
121	第27条	管理協定を締結し又は認可したときの公告	本庁	0			
122	第28条	管理協定、認可の変更及び変更の縦覧、公告	本庁	0			

○都市再開発法

市街地再開発促進区域内に係る行為の許可等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	都市計画課 建築住宅課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
123	第7条の4第1項	市街地再開発促進区域内における建築物の建築の許可(2以上の市町の区域にわたるものを除く。)	本庁	0	都市計画区域を指定している町村を対象とする。	法律上は市の事務 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	都市計画区域指定町村
124	第7条の5第1項	違反を是正する措置の命令	本庁	0			
125	第7条の5第2項	是正の措置の代執行及び措置を行うべき旨等の公告	本庁	0			

土地の買取りの申出の相手方の決定等に関する事務			現在の県の担当部課		県土整備部		都市計画課 建築住宅課	移譲対象 市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等		備考	
126	第7条の6第1項	土地の買取りの申出の相手方の決定	本庁	0	都市計画区域を指定している町村を対象とする。		法律上は市の事務	都市計画区域指定町村
127	第7条の6第2項	土地の買取りの申出の相手方の公告	本庁	0				
128	第7条の6第3項	土地の買取り	本庁	0				
129	第7条の6第4項	土地を買取る旨等の通知	本庁	0				
130	第7条の6第5項	通知の受理	本庁	0				
131	第7条の7第1項	買取った土地の賃貸等	本庁	0				
132	第7条の7第3項	買取った土地の賃貸等の契約の解除	本庁	0				
133	第7条の7第4項	買取った土地の管理	本庁	0				

第一種市街地再開発事業に係る個人施行者の施行認可等に関する事務			現在の県の担当部課		県土整備部		都市計画課 建築住宅課	移譲対象 市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等		備考	
134	第7条の9第1項	事業の施行(個人施行者)の認可	本庁	0	都市計画区域を指定している市町村を対象とする。		特例条例により都市計画区域を指定している市町村のうち山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市に移譲済み	都市計画区域指定市町村 (山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市は済)
135	第7条の15第1項	事業の施行者の氏名等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付	本庁	0				
136	第7条の16第1項	規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可	本庁	0				
137	第7条の17第4項	施行者の変動による規約の認可	本庁	0				
138	第7条の17第7項	施行者の変動の届出の受理	本庁	0				
139	第7条の17第8項	規約の認可又は施行者の変動の届出に係る公告	本庁	0				
140	第7条の19第1項	審査委員の選任に係る承認	本庁	0	No.208 都市再開発法施行令第4条の2第3項の審査委員の解任の承認も移譲の対象となる。	地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載		
141	第7条の20第1項	事業の終了の認可	本庁	0				

市街地再開発組合の設立認可等に関する事務			現在の県の担当部課		県土整備部		都市計画課 建築住宅課	移譲対象 市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等		備考	
142	第11条第1項	組合の設立認可	本庁	0	都市計画区域を指定している市町村を対象とする。		特例条例により都市計画区域を指定している市町村のうち山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市に移譲済み	都市計画区域指定市町村 (山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市は済)
143	第11条第2項	事業計画の決定前の組合の設立認可	本庁	0				
144	第11条第3項	事業計画の認可	本庁	0				
145	第16条第1項	事業計画の縦覧	本庁	0				
146	第16条第2項	事業計画に係る意見書の受理	本庁	0				
147	第16条第3項	事業計画の修正の命令等	本庁	0				
148	第16条第5項	事業計画の修正の申告の受理等	本庁	0				
149	第19条	組合の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付	本庁	0				
150	第28条第1項	組合の理事長の氏名等の届出の受理	本庁	0				
151	第28条第2項	組合の理事長の氏名等の公告	本庁	0				
152	第38条第1項	定款、事業計画又は事業基本方針の変更の許可	本庁	0				
153	第45条第4項	組合の解散の認可	本庁	0				
154	第45条第6項	組合の設立の認可の取消し又は解散の認可の公告	本庁	0				
155	第49条	決算報告(組合解散後の清算人の清算事務処理時の承認)	本庁	0				

再開発会社による施行の認可等に関する事務			現在の県の担当部課		県土整備部		都市計画課 建築住宅課	移譲対象 市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考		
156	第50条の2第1項	再開発会社の施行の認可	本庁	0	都市計画区域を指定している市町村を対象とする。	特例条例により都市計画区域を指定している市町村のうち山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市に移譲済み		都市計画区域指定市町村 (山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市は済)
157	第50条の8第1項	再開発会社の施行の認可名称等の公告、施行地区等を表示する図書の送付	本庁	0				
158	第50条の9第1項	規準又は規約及び事業計画の変更の認可	本庁	0				
159	第50条の12第1項	再開発会社の合併等の認可	本庁	0				
160	第50条の14第1項	審査委員の選任の承認	本庁	0				
161	第50条の15第1項	再開発会社の事業の終了の認可	本庁	0				
162	第118条の6第1項	管理処分計画の認可	本庁	0				
163	第118条の6第4項	管理処分計画の変更の認可	本庁	0				
164	第118条の30第1項	事業代行の開始の決定	本庁	0				

第一種市街地再開発事業の実施等に関する事務			現在の県の担当部課		県土整備部		都市計画課 建築住宅課	移譲対象 市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考		
165	第60条第1項	測量及び調査のための土地等への立入等の許可	本庁	0	都市計画区域を指定している町村を対象とする。	法律上は市の事務		都市計画区域指定市町村 (山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市は済)
166	第61条第1項	土地の試掘等の許可	本庁	0				
167	第66条第1項	土地の形質の変更等の許可	本庁	0				
168	第66条第2項	土地の形質の変更等の許可に係る意見の聴取	本庁	0				
169	第66条第4項	土地の原状回復等の命令	本庁	0				
170	第66条第5項	土地の原状回復等	本庁	0				
171	第66条第7項	土地の形質の変更等の承認	本庁	0				
172	第66条第8項	土地の形質の変更等の承認に係る意見の聴取	本庁	0				
173	第72条第1項	権利変換計画の認可、変更認可	本庁	0	都市計画区域を指定している市町村を対象とする。	特例条例により都市計画区域を指定している市町村のうち山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市に移譲済み		
174	第98条第2項	土地等の引渡し等の代執行	本庁	0	都市計画区域を指定している町村を対象とする。	法律上は市の事務		
175	第98条第3項	補償金の受領	本庁	0				
176	第99条の3第3項	特定建築者の決定に係る承認	本庁	0	都市計画区域を指定している市町村を対象とする。	特例条例により都市計画区域を指定している市町村のうち山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市に移譲済み	(全てについて) 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	
177	第99条の8第5項	特定建築者の決定の取消に係る承認	本庁	0				
178	第112条	事業代行開始の決定	本庁	0				
179	第113条	事業代行開始の公告	本庁	0				
180	第114条	事業の代行	本庁	0				
181	第117条第1項	事業代行終了の公告	本庁	0				
182	第117条第3項	財産の処分及び債務の弁済に関する計画の承認	本庁	0				
183	第118条の28第2項	特定建築者の決定に係る承認	本庁	0				
184		特定建築者の決定の取消に係る承認	本庁	0				

市街地再開発事業の施行に係る監督等に関する事務			現在の県の担当部課		県土整備部		都市計画課 建築住宅課	移譲対象 市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等		備考	
185	第124条第3項	事業の施行の促進のための報告徴収、勧告、措置命令等	本庁	0	都市計画区域を指定している市町村を対象とする。		特例条例により都市計画区域を指定している市町村のうち山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市に移譲済み	都市計画区域指定市町村 (山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市は済)
186	第124条の2第1項	個人施行者に対する検査及び施行者とした処分の取消等の命令	本庁	0				
187	第124条の2第2項	第一種市街地再開発事業の施行の認可の取消	本庁	0				
188	第124条の2第3項	認可の取消の公告	本庁	0				
189	第125条第1項	事業又は会計の状況の検査	本庁	0				
190	第125条第2項							
191	第125条第3項	処分の取消等の命令	本庁	0				
192	第125条第4項	組合の設立の認可の取消	本庁	0				
193	第125条第5項	総会等の招集	本庁	0				
194	第125条第6項	理事等の解任の投票の実施	本庁	0				
195	第125条第7項	議決、選挙、当選又は解任の投票の取消	本庁	0	地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載			
196	第125条の2第1項及び第2項	事業又は会計の状況の検査	本庁	0				
197	第125条の2第3項	処分の取消等の命令	本庁	0				
198	第125条の2第4項	市街地再開発事業の施行に認可の取消	本庁	0				
199	第125条の2第5項	認可の取消の公告	本庁	0				
200	第128条第1項	審査請求の裁決	本庁	0				

再開発事業の計画の認定等に関する事務			現在の県の担当部課		県土整備部		都市計画課 建築住宅課	移譲対象 市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等		備考	
201	第129条の2第1項	再開発事業計画の認定	本庁	0	都市計画区域を指定している市町村を対象とする。		法律上は指定都市、中核市、特例市(山形市)の事務 特例条例により都市計画区域を指定している市町村のうち米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市に移譲済み	都市計画区域指定市町村 (山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市は済)
202	第129条の5第1項	再開発事業計画の変更の認定	本庁	0				
203	第129条の6	報告の徴収	本庁	0				
204	第129条の7	地位の継承の承認	本庁	0				
205	第129条の8	必要な措置の命令	本庁	0				
206	第129条の9第1項	再開発事業計画の認定の取消	本庁	0				

建物の区分所有等に関する管理規約の認可に関する事務			現在の県の担当部課		県土整備部		都市計画課 建築住宅課	移譲対象 市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等		備考	
207	第133条第1項	建物の区分所有等に関する法律の特例(個人施行者、組合等の施設建築物又は施設建築敷地の管理又は使用に関する事項の管理規約の認可)	本庁	0	都市計画区域を指定している市町村を対象とする。		特例条例により都市計画区域を指定している市町村のうち山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市に移譲済み	都市計画区域指定市町村 (山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市は済)

○都市再開発法施行令

書類の受理等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	都市計画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
208	第4条の2第3項	審査委員の解任の承認	本庁	0	No.140 都市再開発法第7条の19第1項の承認に伴う事務	移譲に当たっての条件等：都市計画区域を指定している市町村を対象とする。	都市計画区域指定市町村 (山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市は済)
209	第18条第2項	解任投票所等の公告	本庁	0	No.194 都市再開発法第125条第6項の解任の投票の実施に伴う事務		
210	第18条第3項	第13条第4項の規定による権限を証する書面の受理	本庁	0	特例条例により都市計画区域を指定している市町村のうち山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市に移譲済み		
211		第13条第8項の規定による職員の指名	本庁	0			
212		第13条第9項の規定による立会人の選任	本庁	0			
213		第13条第10項の規定による職員の指名	本庁	0			
214		第14条第1項の規定による職員の指名	本庁	0			
215		第15条第1項の規定による職員の指名	本庁	0			
216		第15条第2項の規定による解任投票録の保存	本庁	0			
217		第16条第1項の規定による異議の申出の受理	本庁	0			
218		第16条第2項の規定による意義に対する決定等	本庁	0			
219		第16条第3項の規定による解任の投票の無効の決定	本庁	0			
220	第16条第4項の規定による解任の投票の無効の決定	本庁	0				
221	第22条の3	審査委員の解任の承認	本庁	0	No.160 都市再開発法第50条の14第1項の承認に伴う事務		

○土地区画整理法

個人・土地区画整理組合等が施行する土地区画整理事業の認可等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	都市計画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
222	第4条第1項	土地区画整理事業の施行の認可	本庁	0	ある程度の施行実績(個人・組合事業)を要する。 都市計画区域を指定している市町村を対象とする。	法律上は指定都市、中核市、特例市(山形市)の事務 特例条例により米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市に移譲済み 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	都市計画区域指定市町村 (山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市は済)
223	第9条第3項	事業の施行者の氏名等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付	本庁	0			
224	第10条第1項	規準又は規約及び事業計画の変更の認可	本庁	0			
225	第11条第4項	施行者の変動による規約の認可	本庁	0			
226	第11条第7項	施行者の変動の届出の受理	本庁	0			
227	第11条第8項	規約の認可又は施行者の変動の届出を受理した場合の公告	本庁	0			
228	第13条第1項	事業の廃止又は終了の認可	本庁	0			

土地区画整理組合の設立認可等に関する事務

土地区画整理組合の設立認可等に関する事務			現在の県の担当部課		県土整備部	都市計画課	移譲対象市町村	
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考		
229	第14条第1項	土地区画整理組合の設立の認可(合併する場合を含む)	本庁	0	ある程度の施行実績(個人・組合事業)を要する。 都市計画区域を指定している市町村を対象とする。	法律上は指定都市、中核市、特例市(山形市)の事務	都市計画区域指定市町村(山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市は済)	
230	第14条第2項	土地区画整理組合の設立の認可(事業計画の決定に先立って設立された組合)(合併する場合を含む)	本庁	0				
231	第14条第3項	事業計画の決定に先立って設立された組合に係る事業計画の認可	本庁	0				
232	第20条第1項	事業計画認可申請時における計画の縦覧手続	本庁	0				
233	第20条第2項	事業計画に係る意見書の受理	本庁	0				
234	第20条第3項	事業計画の修正の命令等	本庁	0				
235	第20条第5項	事業計画の修正の申告の受理	本庁	0				
236	第21条第3項	事業計画を認可した時の組合等の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付	本庁	0				
237	第21条第4項	事業計画の決定に先立って設立を認可した組合の名称等の公告	本庁	0				
238	第28条第8項	事業報告書等の受理	本庁	0				
239	第29条第1項	土地区画整理組合の理事の氏名等の届出受理	本庁	0				
240	第29条第2項	土地区画整理組合の理事の氏名等の公告	本庁	0				
241	第39条第1項	土地区画整理組合の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可(合併する場合を含む)	本庁	1				
242	第39条第4項	土地区画整理組合の定款又は事業計画の変更認可した場合の組合の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付	本庁	0				
243	第39条第5項	土地区画整理組合(事業計画の決定に先立って設立された組合)の定款又は事業基本方針の変更認可した場合の組合の名称等の公告	本庁	0				
244	第45条第2項	土地区画整理組合の解散	本庁	0				
245	第45条第5項	土地区画整理組合の設立認可の取消又は解散の認可の公告	本庁	0				
246	第49条	土地区画整理組合の清算に係る決算報告書の承認	本庁	0				
						地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載		

区画整理会社が施行する土地区画整理事業の認可等に関する事務

区画整理会社が施行する土地区画整理事業の認可等に関する事務			現在の県の担当部課		県土整備部	都市計画課	移譲対象市町村
No.	根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
247	第51条の2第1項	施行の認可(合併及び若しくは分割又は譲渡及び譲受けを含む)	本庁	0	ある程度の施行実績(個人・組合事業)を要する。 都市計画区域を指定している市町村を対象とする。	法律上は指定都市、中核市、特例市(山形市)の事務	都市計画区域指定市町村(山形市は済)
248	第51条の8第1項	事業計画認可申請時における計画等の縦覧手続(変更の場合を含む)	本庁	0			
249	第51条の8第2項	事業計画等に係る意見書の受理(変更の場合を含む)	本庁	0			
250	第51条の8第3項	事業計画の修正の命令等(変更の場合を含む)	本庁	0			
251	第51条の8第5項	事業計画等の修正の申告の受理(変更の場合を含む)	本庁	0			
252	第51条の9第3項	事業計画等を認可した時の区画整理会社の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付(変更、事業の廃止、又は終了の場合を含む)	本庁	0			
253	第51条の10第1項	区画整理会社の規準又は事業計画の変更の認可	本庁	0			
254	第51条の11第1項	区画整理会社の合併又は事業の譲渡等の認可	本庁	0			
255	第51条の13第1項	事業の廃止、又は終了	本庁	0			

土地区画整理事業施行地区内の土地の形質変更の許可等の事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	都市計画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
256	第76条第1項	施行地区内における土地の形質の変更等の許可	本庁	—	ある程度の施行実績(個人・組合事業)を要する。 都市計画区域を指定している町村を対象とする。 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	法律上は市の事務(個人施行者、組合、区画整理会社又は市が施行する土地区画整理事業に係る事務に限る。) 特例条例により都市計画区域を指定している町村に移譲済み	都市計画区域指定町村(済)
257	第76条第4項	土地の形質の変更等の許可に付された条件に違反したときの原状回復等の命令	本庁	—			
258	第76条第5項	原状回復等の措置の代執行及び措置を行うべき旨の公告(個人施行、組合施行又は区画整理会社施行の場合に限る。)	本庁	0		法律上は市の事務(個人施行者、組合、区画整理会社又は市が施行する土地区画整理事業に係る事務に限る。)	都市計画区域指定町村

換地計画の認可に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	都市計画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
259	第86条第1項	換地計画の認可	本庁	0	ある程度の施行実績(個人・組合事業)を要する。 都市計画区域を指定している市町村を対象とする。 なお、個人施行、組合施行又は区画整理会社施行の場合に限る。 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	法律上は指定都市、中核市、特例市(山形市)の事務(個人施行者、組合又は区画整理会社が施行する土地区画整理事業に係る事務に限る。) 特例条例により、個人施行又は組合施行の場合に限り米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市に移譲済み	都市計画区域指定市町村(山形市は済、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市は個人施行又は組合施行の場合に限り済)
260	第97条第1項	換地計画の変更の認可	本庁	0			
261	第103条第3項	換地処分をした旨の届出受理	本庁	0			
262	第103条第4項	換地処分をした旨の公告	本庁	0			

施行者に対する監督に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	都市計画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
263	第124条第1項	個人施行者に係る事業又は会計の状況の検査及び施行者のした処分の取消等の措置命令	本庁	0	ある程度の施行実績(個人・組合事業)を要する。 都市計画区域を指定している市町村を対象とする。 No.281~292 土地区画整合法施行令第16条第2項、第3項の事務も移譲の対象となる。 地方分権改革推進委員会 第一次勧告掲載	法律上は指定都市、中核市、特例市(山形市)の事務 特例条例により米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市に移譲済み	都市計画区域指定市町村(山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市は済)
264	第124条第2項	個人施行者の事業の施行の取消	本庁	0			
265	第124条第3項	個人施行者の事業の施行の取消の公告	本庁	0			
266	第125条第1項	組合施行に係る事業又は会計の状況の検査	本庁	0			
267	第125条第2項						
268	第125条第3項	組合がした処分の取消等の措置命令	本庁	0			
269	第125条第4項	組合の設立の認可の取消	本庁	0			
270	第125条第5項	組合員からの招集の請求があった場合に理事及び監事が招集しないときの総会・総会の部会・総代会の招集	本庁	0			
271	第125条第6項	理事又は監事の解任請求があった場合に投票に付さないときの組合の理事、監事又は総代の解任の投票の実施	本庁	0			
272	第125条第7項	組合に係る議決、選挙、当選又は解任の投票の取消	本庁	0			
273	第127条の2第1項	審査請求の裁決	本庁	0			
274	第136条	事業計画若しくは事業計画の変更をする場合又は審査する場合の県農業会議及び関係土地改良区からの意見聴取(個人施行又は組合施行に限る。)	本庁	0			

施行者に対する監督に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	都市計画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
275	第125条の2第1項	区画整理会社施行に係る事業又は会計の状況の検査	本庁	0	都市計画区域を指定している市町村を対象とする。	法律上は指定都市、中核市、特例市(山形市)の事務	都市計画区域指定市町村(山形市は済)
276	第125条の2第2項						
277	第125条の2第3項						
278	第125条の2第4項						
279	第125条の2第5項						
280	第136条	事業計画若しくは事業計画の変更をする場合又は審査する場合の県農業会議及び関係土地改良区からの意見聴取(区画整理会社施行の場合に限る。)	本庁	0		地方分権改革推進委員会第一次勧告掲載	

○土地区画整理法施行令

換地計画の認可に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	都市計画課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
281	第16条第2項	解任投票所等の公告	本庁	0	ある程度の施行実績(個人・組合事業)を要する。 都市計画区域を指定している市町村を対象とする。 N0.271 土地区画整理法第125条第6項の投票の実施に伴う事務	法律上は指定都市、中核市、特例市(山形市)の事務 特例条例により米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市に移譲済み	都市計画区域指定市町村(山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市は済)
282	第16条第3項	第11条第4項の規定による職員の指名	本庁	0			
283		第11条第6項の規定による職員の指名	本庁	0			
284		第11条第8項の規定による職員の指名	本庁	0			
285		第11条第10項の規定による職員の指名	本庁	0			
286		第12条第1項の規定による解任の投票の結果の公告	本庁	0			
287		第13条第1項の規定による職員の指名	本庁	0			
288		第13条第2項の規定による解任投票録の保存	本庁	0			
289		第14条第1項の規定による異議の申出の受理	本庁	0			
290		第14条第2項の規定による異議の申出の決定等	本庁	0			
291		第14条第3項の規定による解任の投票の無効の決定	本庁	0			
292	第14条第4項の規定による解任の投票の無効の決定	本庁	0				

(4) 国土利用計画

○国土利用計画法

土地に係る権利の移転等の届出等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	県土利用政策課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
293	第23条第1項	土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出受理	本庁	138	土地対策に関する専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は指定都市の事務 特例条例により山形市、酒田市及び大蔵村に移譲済み	全市町村 (山形市、酒田市及び大蔵村は済)
294	第24条第1項	土地の利用目的の変更の勧告	本庁	0			
295	第24条第3項	期間の延長及びその期間等の通知	本庁	0			
296	第25条	勧告に基づき講じた措置の報告の徴収	本庁	0			
297	第26条	勧告の内容の公表	本庁	0			
298	第27条	権利の処分のあつせん等	本庁	0			
299	第27条の2	土地の利用目的に係る助言	本庁	0			
300	第41条第1項	土地等の立入検査等	本庁	0			

注視区域・監視区域における権利の移転等に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	県土利用政策課	移譲対象市町村	
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考		
301	第27条の4第1項	注視区域における土地に関する権利の移転等の届出受理	本庁	0	土地対策に関する専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は指定都市の事務 ※「注視区域」とは、地価が一定期間内に社会経済的事情の変動に照らして相当程度を超えて上昇し、適正・合理的な土地利用に支障があるものとして指定された区域を指す。	全市町村	
302	第27条の7第1項	監視区域における土地に関する権利の移転等の届出受理	本庁	0				※「監視区域」とは、地価の急激な上昇があり、適正・合理的な土地利用が困難となるおそれがあるものとして指定された区域を指す。
303	第27条の9	報告の徴収	本庁	0				※現在のところ、注視区域及び監視区域の指定はされていない。

遊休土地に関する措置に関する事務

No.	根拠条項	事務の内容	現在の県の担当部課		県土整備部	県土利用政策課	移譲対象市町村
			処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考	
304	第28条第1項	遊休土地である旨の通知	本庁	0	土地対策に関する専門的知識を有する職員の配置を要する。	法律上は指定都市の事務 ※「遊休土地」とは、許可・届出により取得された一定面積(例:都市計画区域外の場合5000㎡)以上の土地で、取得後2年を経過して未利用等になっているものを指す。	全市町村
305	第28条第3項	市町村長への通知	本庁	0			
306	第29条第1項	遊休土地に係る計画の届出受理	本庁	0			
307	第30条	届出者に対する有休土地の有効かつ適切な利用の促進に関する助言	本庁	0			
308	第32条第1項	遊休土地の買取りの協議	本庁	0			
309	第35条	土地利用に関する計画の決定等の措置	本庁	0			